

平成 29 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国における現地情報の収集
(欧州地域等)

報 告 書

抜粋

<< スウェーデン >>

平成 31 年 3 月

林野庁

目 次

: 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の背景及び目的	2
2.2	事業の実施内容等	2
2.3	事業の実施体制	10
3	クリーンウッド法の概要	11
3.1	基本方針	11
3.2	合法性の確認方法	11
4	生産国における現地情報の収集	14
4.1	ルーマニア	14
4.2	エストニア	43
4.3	ラトビア	96
4.4	イタリア	138
4.5	南アフリカ	159
4.6	フィジー	187
4.7	フィンランド	216
4.8	スウェーデン	246

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 29 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計 8 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 30 年 3 月から 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 4 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、平成 31 年 2 月中旬に開催された成果報告会において広く関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28 年度の先行事業に引き続き、平成 29 年度補正予算において『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）』として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）に係る仕様書』に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ルーマニア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカ等
(文献調査対象国として、フィンランド及びスウェーデンが追加指示された)

(2) 調査内容

- ア 木材流通状況調査
 - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
 - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容
- イ 森林の伐採に関する法令等の調査
 - ・伐採に関する法令の概要
 - ・伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無
 - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- ウ 木材の流通段階における法令調査
 - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記の事業の目的及び実施内容等を十分に踏まえた上で、次の基本的な実施方針を掲げて、事業の効率的かつ効果的な実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

本事業の目的及び実施内容を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(欧州地域等)に係る仕様書』に記載された調査対象国7カ国に、イタリアを追加し、計8カ国を調査対象国とした。

イタリアは、木製家具の日本輸入額がアジア圏に次いで突出して大きく、製材や合板の輸入額も近年著しく増加している。その一方で、同国については、バルカン諸国やアフリカ諸国の高リスク国からの木材が混入する重大なリスクが報告されている。2018年2月時点で「クリ

ーンウッド・ナビ」に掲載されておらず、同国の現地情報の収集が重要であると判断した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【欧州地域】 ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア 【大洋州地域】 フィジー 【アフリカ地域】 南アフリカ 計 6 カ国
文献調査のみ	【欧州地域】 フィンランド、スウェーデン 計 2 カ国
合計	計 8 カ国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第 6 条において木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として課せられた「判断の基準」に基づいて、次のマトリックス表を活用した。なお、「判断の基準」は、EU 木材規則の「デュー・ディリジェンス」と近い概念となっている。

表 2.2.2 判断の基準に基づくマトリックス表

デュー・ディリジェンス	素材生産	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
合法性の確認							
追加的措置							

判断の基準の構成要素としては、①情報の収集、②合法性の確認、③追加的措置がある（EU 木材規則のデュー・ディリジェンスの構成要素は①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減となっている。）。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、素材生産から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。

木材流通の対象製品は、丸太、製材品、木材チップ・木質ペレット、合板・集成材、木製家具、紙を想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税表第 9 部第 44 類(紙の場合は第 48 類)に掲げられている品目を、基本的に調査対象とすることとした。

ただし、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、事例については、各国の日本への輸入が特徴的な品目に焦点を当てて、情報収集を行うこととした。

(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権（土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可）
- ☑ 税金と手数料（ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税）
- ☑ 木材伐採（林業（木材伐採）規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用）
- ☑ 第三者の権利（慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）、先住民族の権利）
- ☑ 貿易と輸送（樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES（ワシントン条約）、デュー・ディリジェンス/デュー・ケア）

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。

ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- ☑ 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

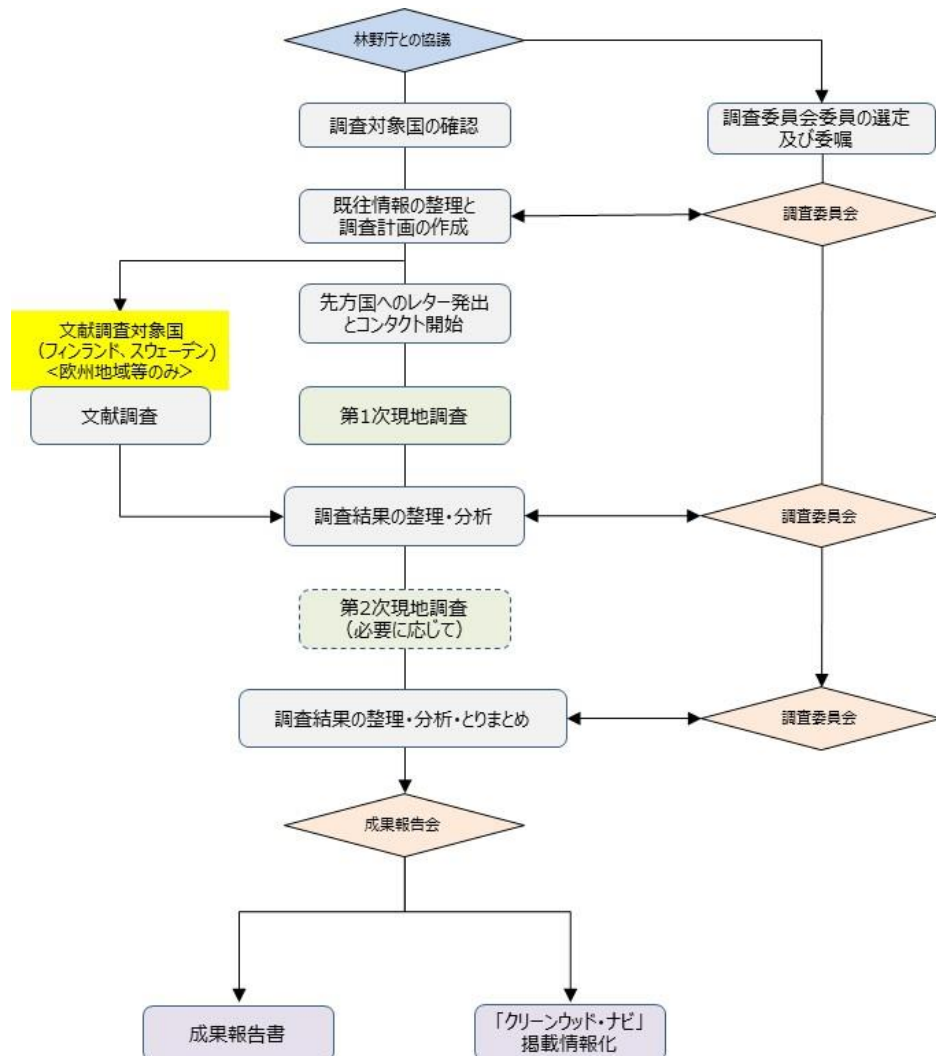


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。その際には、以下の Web サイトを中心とした違法伐採に関する情報も収集した。

◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンクである World Resources Institute が運営している。国別の関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト

(業界団体、NGO、行政機関)、リスク評価・低減ツールを掲載している。

◆ **NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)**

デンマークの合法性証明・森林認証関連 NGO が運営しており、上記と同様の内容である。特に、デュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所 Chatham House が運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境 NGO が運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、表 2.2.2 に示した工程別の判断の基準の構成要素に着目して、情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名	概 況	調査ポイント
欧 州		
ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集成材、合板などを日本へ輸出している。 ・ 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出輸入)に焦点を当てた。 ・ 特にオーストリアへの輸出に関連して、オーストリアの木材流通段階についても確認した。
エストニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、木材チップ、集成材などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
ラトビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 ・ 高リスク国からの原料を使用していると指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に木製家具の木材流通段階(原料の輸入・加工・輸出)に焦点を当てた。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
太平洋州		
フィジー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。
アフリカ州		
南アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。

(3) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー及び南アフリカの6カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ルーマニア	平成30年7月6日～7月22日
イタリア	平成30年9月2日～9月16日 平成30年11月21日～11月25日(注:中国上海において開催されたアジア向けのイタリア家具の展示会にて情報を収集した。)
エストニア	平成30年8月13日～8月24日
ラトビア	平成30年9月28日～10月11日
フィジー	平成30年9月4日～9月18日
南アフリカ	平成30年9月17日～9月30日

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者との協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種 別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		百村 帝彦	九州大学熱帯農学研究センター 大学院地球社会統合科学府 准教授
3	業界団体	上河 潔	日本製紙連合会 顧問
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		森田 一行	一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事
6	NGO	橋本 務太	WWFジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3 回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：平成30年5月25日（金）14：00～16：00 場所：TKPスター貸会議室 四谷 第1会議室 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-8-6	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画（案）の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時：平成30年8月31日（金）14：00～16：00 場所：主婦会館プラザエフ 3F コスモス 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> ルーマニア、エストニアにおける現地調査結果の概要説明 ラトビア、イタリア、フィジー、南アフリカの事前情報収集調査結果の概要説明 今後の現地調査の実施方針・方法等に関する協議 等
第3回	日時：平成31年1月18日（金）13：00～15：30 場所：主婦会館プラザエフ 8F パンジー 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化等の方針・方法等に関する協議 等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年2月15日（金）
13時30分～16時30分
場所：主婦会館プラザエフ
9F 「スズラン」
〒102-0085
東京都千代田区六番町十五番
参加者数：62名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両構成員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区 分	氏 名	所属・役職
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役(国際協力グループ)
業務担当者		
	松本 淳一郎(副査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ リーダー
	久納 泰光	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
	佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
	祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
	藤井 創一郎	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 顕信	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	永野 裕子	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任

4.8 スウェーデン

4.8.1 木材等の生産及び流通の状況

スウェーデンは、北ヨーロッパ、スカンジナビア半島東部を占める立憲君主制国家であり、正式名称をスウェーデン王国(Konungariket Sverige)という。また、首都はストックホルムである。

国土面積は、44万7420km²で、人口は約1,012万人(2017年12月、スウェーデン統計局¹)である。国土の8.5%を10万にも及ぶ湖水が占めており、北部地方は森林地域で、南部地方は低い丘陵性台地と沿岸低地からなる農業地帯である。北部にはエスキモー系サミ人やフィン人が住んでいるが、国民の大部分はゲルマン系のスウェーデン人である²。スウェーデン国内は21の郡に分けられ、それぞれに政府から任命された郡知事および郡管理委員会が存在する。主な産業は、機械工業、化学工業、林業、ITである³。

国土の3分の2(約2,800万ha)が森林に覆われており、森林は重要な天然資源のひとつである。人工林面積は約1300万haであり、計画的かつ積極的な植林の結果、スウェーデンの森林蓄積量は1920年代半ばから約75%増加し、現在は32億m³に達している。その8割は針葉樹である⁴。

森林のうち、約2,200万haが生産的森林⁵とされている。生産的森林の半分を個人が所有しており、その他約4分の1を林業関係などの企業、約5分の1を国やその他の公的機関が保有している。

所有形態ごとの生産林の比率をみると、国有林で75.4%、企業有林で79.5%、個人所有林で81.7%となっており、国有林に比べて企業有林・個人所有林の生産林の割合が高い。

個人所有の所有規模別所有者構成比をみると、21~50haが22.6%、51~100haが15.1%など、比較的規模の大きい所有者が多く、一人当たりの平均所有規模は35.6haで他の欧州諸国と比較して大きい。

上述のように個人所有林の比率が高いが、これら所有者を組織・支援しているのが森林組合である。現在、4つの森林組合があり、南部を拠点とするソドラ(Sodora)は大規模製材工場やパルプ工場をグループ企業として持つなど、特に活発な活動を行っている。

伐採量は、1980年以降はほぼ一貫して増大してきており、2011年の伐採量は8,880万m³であり、世界第7位の位置にある。2006~2010年の生産林の年平均生長量は1億1,100万m³となっており、成長量の約8割を伐採している計算となる。以上のような活発な伐採をもとに木材産業が発達しており、林産物輸出も活発に行われている⁶。

¹ Statistics Sweden (SCB), [https://www.scb.se/en/](最終検索日:2018年11月29日)

² コトバンク、「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典」

[https://kotobank.jp/word/%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3-83232](最終検索日:2018年11月6日)

³ 日本、外務省、「スウェーデン基礎データ」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html)(最終検索日:2018年11月6日)

⁴ Treasures of the FOREST 森のタカラ、未来のチカラ()(https://www.cellmark.com/wp-content/uploads/2016/03/Treasures_of_the_Forest_Brochure_FINAL.pdf(最終検索日:2018年11月6日)

⁵ haあたり年間1m³以上成長する森林を生産的森林と定義している。

⁶ 柿澤宏昭「スウェーデンにおける環境保全型森林管理ー「非規制的森林政策」はなぜ機能するのか?ー」(岡裕泰、石崎涼子編著『森林経営をめぐる組織イノベーションー諸外国の動きと日本ー』広報ブレイス、2015年、209-233ページ)

スウェーデンの生産林の面積は世界の生産林の 1% 足らずだが、スウェーデンはグローバル市場で取引される製材、パルプ、紙の 1 割を生産している⁴。2017 年の林産物の輸出量は製材 1,315 万 m³、パルプ 332 万トン、紙・板紙 999 万トンとなっており、製材と紙では世界 3 位、パルプでは世界 7 位にあたる⁷。

我が国の 2017 年の製材の輸入先国としては、カナダ、ロシア、フィンランドに次ぐ第 4 位となっており、輸入量は 82 万 m³ である。また、スウェーデンの 2016 年の木材製品の輸出価額は 149 億 US ドルで、スウェーデンの全輸出価額の 10.7% を占めている⁸。

このように、林業・林産業はスウェーデン経済にとって重要な位置を占めており、特に輸出産業としての性格を強く持っている。

スウェーデンの林産物の輸入については、2017 年は 1120 万トンを入力しており、主要な輸入先国はノルウェー（3 割強）をはじめとした EU 加盟国である（6 割弱）。ロシアからも 7% 弱輸入されており、主な品目は原木・おがくずとなる。

その他、スウェーデンの森林・林業に関する概要はスウェーデン王立農林業アカデミーの発行した資料⁹が参考となる。

4.8.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

スウェーデンにおいて木材生産を行う上で表 4.8.1 の書類または記録が法的に要求される^{10,11,12,13}。

NEPCon¹⁴によると、土地境界の表示が古く、また視野が開けない状況で伐採を行ったため、誤って境界の外の森林財産を伐採することはあるが、通常は裁判手続を経ずに、不動産所有者への補償により解決される。故意に木材を土地境界外で伐採した事例は知られていない。

所得税法では、木材の売却および伐採権の売却は事業として課税対象となる。課税の登録がされていない森林所有者は、木材の購入者によって登録が求められる（木材購入者が用いる会計システムにおいて、木材の販売者が登録済み事業者であることが求められるため）¹⁵。

⁷ FAOSTAT (<http://www.fao.org/faostat/en/#home>)(最終検索日:2018年11月29日)

⁸ World Integrated Trade Solution, (<https://wits.worldbank.org/Default.aspx?lang=en>)(最終検索日:2018年11月29日)

⁹ Forests and Forestry in Sweden (https://www.skogsstyrelsen.se/globalassets/in-english/forests-and-forestry-in-sweden_2015.pdf)

¹⁰ Land Code(1970 : 994), Chapter 4, 16, 18, 19, 20, Chapter 7 Section 3, 5, 11-21 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19700994.htm>)

¹¹ Land Acquisition Law(1979 : 230), (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790230.htm>)

¹² The Reindeer Husbandry Act(1971 : 437), Section 18, 20 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm>)

¹³ Forestry Act(1979 : 429), Section 10a (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

¹⁴ NEPCon, Timber Legality Risk Assessment Sweden(Ver.1.1 August 2017)

(<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-sweden>)(最終検索日:2018年11月6日)

¹⁵ Swedish Income Tax Law(1999 : 1229), Chapter 13 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm>)

表 4.8.1 関連する書類例

名称	備考
不動産権利証書	土地登録管理局 (Lantmäteriet) の不動産登記所が発行
不動産登録簿	Lantmäteriet が管理する不動産登録簿における不動産の所有権の記録
伐採権の契約書	特定の財産および/または地域に対して発行されたもの
登録証明書	スウェーデン税務当局からの登録証明書(営業税および売上税の登録が記載されたもの)

② コンセッション・ライセンス

コンセッション・ライセンスに該当する制度は存在しない。

③ 森林管理・伐採計画

「森林経営をめぐる組織イノベーション—諸外国の動きと日本—」(岡、石崎ら(2015))⁶では、スウェーデンの森林管理について以下のように整理されている。

全森林面積のうち、国立公園や自然保護区として木材の生産対象から除外されている森林が約 1 割程度存在する。また、森林認証の取得に関わり、森林所有者が自主的に生産対象から外している森林も存在し、経営計画等に記載はしているものの、国や自治体に対して保護の義務は負っていない。

木材生産の対象となる森林については、次項のような事前通知制による規制がかけられている。

施業の規制としては、主伐後の 3 年以内の更新(人工または天然)が義務付けられており、十分な数・蓄積の稚樹がない場合は補植が求められる。また、一定の林齢までは主伐を禁止されている。

④ 伐採許可

林業法によれば、森林所有者は、伐採を行う予定の 0.5ha 以上の区域における伐採計画について 6 週間前にスウェーデン林野庁に報告する義務があり、「木材収穫通知」という形式で提出する。この報告義務は、更新伐や、木材生産以外の目的のための伐採(燃料としての収穫、外来樹種の使用、保護的掘削、優良品種クローンの植栽)も対象となる¹⁶。また、山岳地の森林や特定の広葉樹(noble broad tree : ニレ、トネリコ、シデ、ブナ、カシ、サクラ、シナノキ、カエデ類)を伐採しようとする場合は、スウェーデン林野庁からの伐採許可が必要となる¹⁷。

木材収穫通知は、通常、スウェーデン林野庁において年間 5 万~6 万件が処理されている。2012 年夏から 2013 年夏までを対象にしたスウェーデン林野庁の統計情報によると、当該期間に航空計測によって 0.5ha 以上とされた伐採跡地のうち 1100 件が未報告であった(全伐採通知の 2%)。スウェーデン林野庁は 1100 件すべての未報告の伐採跡地を追跡調査しており、2012 年にスウェーデン林野庁はそのうち 83 件を起訴申請している。起訴申請が 1100 件中 83 件と少ない理由は、多くが実際の伐採面積が 0.5ha よりも小さ

¹⁶ Forestry Regulation(1993 : 1096), Section 15, 15c (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM>)

¹⁷ Forestry Act(1979 : 429), Section 15, 16, 23, 25 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

く、森林所有者が報告を免除されたためである。

なお、2014年9月1日現在、木材収穫通知の提出がされていない伐採地からの木材を市場に持ち込むことは、森林所有者・木材または伐採権の購入者双方が違法となる。違法者は、罰金または6ヶ月を超えない懲役に加え、対象木材の没収が課せられる。

木材収穫通知の提出されていなかった1100件の伐採跡地に関連した木材購入者は、当局から特に通知を受けており、将来的には木材収穫通知がなく伐採される事例は減少すると思われる¹⁴。

0.5ha以下での伐採に加え、間伐も同様に木材収穫通知の報告は必要ないが、その林分の材積成長が一定のレベル以上に保たれていることが条件となる¹⁷。

また、通常は木材収穫通知が必要ない場合でも、林業活動が自然環境に重大な影響を与えると考えられる時にはスウェーデン林野庁の諮問を受ける必要がある。具体的には、いわゆる”Key Habitat”(重要生息地)と当局によって指定されている地域内での林業活動が対象となる^{18,19,20}。

表 4.8.2 関連する書類例

名称	備考
スウェーデン林野庁の収穫許可証	山岳上の森林、または特定の広葉樹(noble broad tree; ニレ類、トネリコ類、シデ類、ブナ、カシ類、サクラ類、シナノキ、カエデ類)について必要となる
スウェーデン林野庁の木材収穫登録簿における公開情報	主伐(Final felling)の許可証を必要としない山林について必要
スウェーデン林野庁からの確認書	該当する書類が発行されている場合
6週間の待機期間の例外承認	伐採前6週間までの通知提出の例外を認める文書

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

ロイヤルティの支払と伐採手数料に該当する制度は存在しない。

②付加価値税とその他売上・販売税

2013年および2014年に実施された、スウェーデン税務当局による2011年度の民間林業所有者の税務申告に関する具体的な国家的監査において、スウェーデンにおける上位30位の木材購入業者における木材購入の支払いに関する情報と、森林所有者のうち重要性の高い者の所得申告とが比較された。この監査に基づいて、スウェーデン税務当局は売上税と所得税を正しく宣言していない森林所有者の数は低いと結論づけている^{14,21}。

¹⁸ Regulation SKSFS 2013 : 3, Section 4-10

(<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

¹⁹ Regulation SKSFS 2011 : 7, Chapter 3 Section 15, Chapter 4

(<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

²⁰ Swedish Environmental Code, Chapter 12 Section 6

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm>)

²¹ Swedish Tax Authority (www.skatteverket.se) (最終検索日: 2018年11月6日)

本項目について適用される法令はスウェーデン販売税法(1994:200)²²がある。

表 4.8.3 関連する書類例

名称	備考
スウェーデン税務当局(registreringsbevis)が発行した登録証明書	-
売上税に関する提出された納税申告書の写し(momsdeklaration)	-
特定の個人、会社または他の組織の登録に関するスウェーデン税務当局の公的記録情報	-

③収入及び利益税

前項で記述したスウェーデン税務当局の監査から、本項目についても売上税と所得税を正しく宣言していない森林所有者の数は低いと結論づけている。

関連する書類例については前項と同様である。

本項目について適用される法令はスウェーデン所得税法(1999:1229)²³である。

(3) 伐採施業

①林業(木材伐採)規則

スウェーデンでは、1993年の森林法改正により森林所有者に対する計画策定義務や間伐義務などの詳細な施業義務が廃止され、非規制的な森林管理に転換された⁶。ただし、環境配慮に関する一定の規制措置は盛り込まれており、前項の「(1)合法的な伐採権③森林管理・伐採計画」に記述した主伐後の更新義務等に加え、届出された伐採面積の10%は希少動植物種の保護や老齢木を残置することなどの配慮を行うことが求められている^{24, 25, 26}。

スウェーデン林野庁の2013年の統計²⁷によると、木材収穫通知のうち約4,300件(7.3%)、面積にして24,000ha(9.6%)について、木材の伐採活動が始まる前に当局により現場検査が実施された。同年に、約5100箇所が伐採活動の数年後の状況を確認・保証するために再訪問され、年間伐採件数の約10%について、適切な更新のための処置が取られているか確認している。これらの検査の結果、2013年にはスウェーデン林野庁は152件について再植林や掻き起こしなどの更新処置を施すよう差し止め処置を行った。同年には、木材収穫通知の提出以外の法的要求(上記の伐採規制)に基づき、現場立会の結果、7件が起訴された。これらの7件の適用については、伐採手法や伐採技術、伐採活動に関する要求の違反を必ずしも含んではいないが、環境保護の面での基準違反とみなされた(詳しくは「③環境配慮事項」の項を参照)。

²² Swedish Sales Tax Law (1994:200), Chapter 1 Paragraph 1, 4, Chapter 3, Chapter 13 Section 22.

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19940200.htm>)

²³ Swedish Income Tax Law (1999:1229), Chapter 13, 21, Chapter 45 Section 8, Chapter 66 Section 19

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm>)

²⁴ Forestry Act(1979 : 429), Section 1-14, 22-27, 29 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

別添和訳資料：森林法(1979:429) 新版：SFS 1993:553

²⁵ Forestry Regulation(1993 : 1096), Section 2-6, 9, 10, 12 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM>)

²⁶ Swedish Forest Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 2, 3, 5, 6 (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

²⁷ Skogsstyrelsen, (2013). Årsredovisning. Annual report of the Swedish Forest Authority 2013

②保護地域及び樹種

スウェーデンでは、法的な森林保護に関して、国立公園、自然保護区（広い面積で価値の高い多様な生態系を保護）、生息地保護区（小面積の価値の高い生態系を保護）、Natura-2000 地域（EU 域内に指定された生物保護地区ネットワーク）²⁸、および自然保全協定などを通して計画的に実施されている。国立公園は国有地にのみ制定されるが、自然保護区、生息地保護区、Natura-2000 地域および自然保全協定は、公有地だけでなく私有地にも設定されうる。自然保全協定は、国と森林所有者との公的な契約で、所有者は施業の制限や林地の保全義務を負う代わりに政府から金銭的補償を受け取ることができる²⁹。

私有林にかかる自然保護区、Natura-2000 および生息地保護区の土地所有者には適用される土地利用の条件と制限が通知され、これらの土地におけるあらゆる木材伐採は許可が必要となる³⁰。許可のプロセスは、通常、木材収穫通知の必要がない間伐を除き木材収穫通知が提出された後に開始される。なお、裁判になったケースでは、違反は土地所有者の過失によるものであり、故意ではないとされることが多い。

スウェーデン国内の種の保護に関する規制(2007:845)³¹によると、故意・過失を問わず特定の動物種を殺傷したり繁殖地や生息地を破壊したりすることは、郡の行政委員会による免除判断を得ない限り違法である。同じように、植物もその個体や一部の破損や生育地の破壊は、郡の行政委員会による免除判断を得ない限り違法である。

特定の種に対する殺傷、妨害、破壊の禁止は、林業活動にも適用される。これらの行為は故意・過失を問わず法的処罰の対象となるが、林野庁や裁判所が、事前に木材収穫通知がされた、もしくは行政への相談のための正式な通知がなされた上で対象種が伐採活動によって誤って破壊された場合に、森林所有者や伐採権所有者の過失責任を問うことはあまりない。

NGO は監視当局が林業活動に対して種の保護のための規制を適用していないと批判している。また、伐採等の林業活動によって、動植物が被害を受ける可能性はあるが、存在を脅かすわけではない場合に、林業活動を禁止できるのかどうかについても議論がなされている。種の保護に関する規制を林業活動においてどのように適用するかについて、現在スウェーデン林野庁と環境保護庁とでガイドラインを作成中である。

スウェーデン林野庁による規制(SKFS 2011:7 第7章 17 節)³²によると、林業活動による繊細・敏感な生態系への損傷は、避けるもしくは規制されなければならない。スウェーデン林野庁はさらに一般的な助言として生態系のどのタイプが敏感・繊細かを権限下で類型化している。しかし、林業活動においてこれらの生態系を破壊した場合、事前にスウェーデン林野庁から林業活動によって土地所有者に対して特定の地域、樹木、生息地が破壊されてはならないという差し止めがされていないかぎり法的な制裁は受けない^{33,34}。

²⁸ Natura 2000 database and GIS (<http://www.naturvardsverket.se/natura2000>)

²⁹ Swedish Environmental Code(1998:808), Chapter 7 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm#K7>)

³⁰ Forestry Act(1979:429), Section 13a, 13b (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

別添和訳資料：森林法（1979:429）新版：SFS 1993:553

³¹ Regulation on protection of species(2007:845), Section 4-9, 14-15 and appendix 1-2 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm>)

³² Swedish Forestry Agency's Regulation SKFS 2011:7, Chapter 7 Section 17, 19, 33a (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

³³ Swedish Environmental Code (1998:808), Chapter 7 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm#K7>)

³⁴ Regulation on protection of species (2007:845), Section 4-9, 14-15 and appendix 1-2

表 4.8.4 関連する書類例

名称	備考
保護地域における規制免除の認可	-

③環境配慮事項

前項「①林業(木材伐採)規則」で示した 2013 年にスウェーデン林野庁が実施した現場検査では、更新状況の確認のほか、違反行為を検出することを目的とはしていないが、主伐が行われる際に適切な対処がされているか（たとえば、特定の地域や樹木の伐採の制限など詳細な環境基準に対処されていること）が確認された。検査において、129 件の差し止め命令があり、森林所有者や伐採権を所持したバイヤーに対して、申請された主伐に対して制限をかける、もしくは特定の環境対策を取るよう指導した。ただし、そのような差し止め命令は、現場の状況が法律にどの程度適合しているかについての情報は持たない³⁵。

同年には 637 箇所 3,800ha 相当が、林業法及び環境条例に基づき伐採中または直後に検査された。検査の結果、スウェーデン林野庁は、21 件について、環境保護基準に基づく差し止め命令を発行し、改善処置を求めた。改善処置の内容は、深いわだちの修復、古代の遺構の修復や被覆物の除去、攪乱された流路の修復、または頻繁に利用される林道の刈り払いなどである。このうち、木材収穫通知の提出以外の法的要求（伐採規制等）に基づき、現場確認によって 7 件が起訴された。これらの 7 件は、環境保護の観点だけでなく、更新方法を含めた伐採方法についての規制の観点も含めて適用された^{36,37,38}。

2013 年の現場での検査において見られた不履行などは、1~3%という低い率で確認された。検査対象はランダムには選定しておらず、ランダムに実施した場合はさらに低い率での検挙が予想される¹⁴。

その他、本項目に関連する法律・規制を表 4.8.5 に整理した。

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm>)

³⁵ Forestry Act(1979 : 429)Section 1-14, 22-27, 29. (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

別添和訳資料：森林法（1979:429）新版：SFS 1993:553

³⁶ Swedish Environmental Code (1998:808), Sw. Miljöbalken, Chapter 2, 9, 11, 14 and 15, Chapter 26 Section 9, 32. (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm>)

³⁷ Skogsstyrelsen (2013). Hänsynen till forn- och kulturlämningar - Resultat från Kulturpolytaxen 2012. Swedish Forest Agency's report 2013-03 on consideration regarding ancient monuments

³⁸ Cultural Heritage Act (1988:950), Chapter 2 Section 5, 6, 10 and 12 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19880950.htm>)

表 4.8.5 適用される法律・規制

名称	出典
林業規制 (1993:1096), Section 30-33	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM
スウェーデン林野庁による規制 SKSFS 2011:7, Chapter 7	http://www.skogsstyrelsen.se/Global/myndigheten/f%c3%b6rfattningar/SKSFS%202011-7%20omtryck%20140813.pdf
欧州委員会規制 (Regulation (EC)), No. 1107/2009, 市場で植物防疫製品を扱うことに関して, Article 28.1, 52	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:309:0001:0050:EN:PDF
殺虫剤等の使用に関する法律 (2014:425), Chapter 2 Section 18, 19, 21, 41, 42, 45, 33, 34, 35, 51, 52, 56, 58, 62	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20140425.htm
スウェーデン環境保護庁による規制 SNFS 1997:2, 化学殺虫剤薬品の使用について Section 11, 12, 14, 16	http://www.naturvardsverket.se/Documents/foreskrifter/nfs1997/SNFS1997_02.pdf
スウェーデン化学薬品庁による規制 KIFS 2008:3, appendix 3	https://www.kemi.se/Documents/Forfattningar/KIFS/K08_3.pdf
火器爆発物に関する法律 (2010:1011), section 6, 7, 11, 16, 17	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20101011.htm
火器爆発物に関する規制 (2010:1075), section 6, 8, 16	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20101075.htm
スウェーデン環境庁による規制 NFS 2003:24, 火器爆発物による土壌および水の汚染からの保護, Chapter 1, 4, 5, 8, 9, 10	http://www.naturvardsverket.se/Documents/foreskrifter/nfs2003/nfs2003_24k.pdf
スウェーデン内政規制 (MSBFS 2011:8), 火器爆発物の貯蔵容器および配管, Chapter 5	https://www.msb.se/externdata/rs/43623a8e-0697-4c1d-8a76-ef23d0986c64.pdf
スウェーデン内政規制 (MSBFS 2013:3), 火器爆発物の取扱許可, Chapter 2	https://www.msb.se/externdata/rs/b9e6d354-2654-4e68-a880-12ce12217afe.pdf

④安全衛生

スウェーデンにおける労働者の健康と安全に関する法令は、主にスウェーデン労働環境局の広範な規制に規定されている多数の詳細な要件を含んでいる。これらの要件の主要な部分は、罰金や懲役などの直接的な制裁を受けるものではなく、事故や事故の際に犯罪が起きたかどうかを判断する基準として使用される。直接制裁のない要件は、特定の措置を講じるための雇用者への差し止め命令が当局によって出された場合に参照として使用することもできる^{39,40}。

2012年9月から2013年12月まで、スウェーデンの労働環境庁は、伐採収穫または林業活動が行われている、推定約27,500箇所全国の現場のうち1,254の林地について検査を実施した⁴¹。検査は、主に i) 設備に関する技術的要件、ii) 事故や事故の報告と追跡、iii) 使用者の体系的な作業環境管理、を対象としたもので、林業分野に関する特定の監督プロジェクト内で実施され、スウェーデン労働環境局の規制のうち、下記のようないくつかの要件に準拠していないことが明らかになった。

- ・ リスク分析の欠如、制度的作業環境管理に関する規制(AFS 2001:1)⁴² による行動
- ・ 応急処置をする能力の不足^{43,42}

³⁹ Workers Safety Act (1977:1160), Chapter 2, Chapter 3 Section 1a, 2, 2a, 2c, 3, 4, 5, 7g, 12, Chapter 6, Chapter 8 Section 2, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771160.htm>)

⁴⁰ Workers Safety Regulation (1977:1166), Sections 3-6, 7-13. (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771166.htm>)

⁴¹ av.se (2014). Tillsyn af Skogsbranchen. Project report INF 2011/101631 dated 2014-04-22 of the Swedish Work Environment Authority. (www.av.se)

⁴² Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2001:1) Systematic Work Environment Management, (<https://www.av.se/globalassets/filer/publikationer/foreskrifter/engelska/systematic-work-environment-management-provisions-afs2001-1.pdf>)

⁴³ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1999:7) First aid and Crisis Support, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/forsta-hjalpen-och-krisstod-afs-1999-foreskrifter/>)

- ・単独で働く労働者のための安全対策の欠如⁴⁴
- ・事故を報告するプロジェクト内の取り決めがない⁴⁵

上述の2013年の検査の結果、林業・農業分野の雇用主に対して3件の起訴申請が行われ、認定された違反について、関連する雇用者に対し6つの差止命令が発行された。差止命令の数が少ないことは、法的拘束力のある差し止め命令の発行前に、雇用主が査察官の助言に従って是正措置を取る意思を示したことによる。ただし、重大な事故につながる法令遵守の欠如が明らかになり、その責任を持つ雇用者は起訴される可能性があった点は無視できない。

2013年には、林業労働者の100件以上の労働関連事故による休養が発生した。死亡者や負傷者の数が最も多い活動はチェーンソーを扱う作業である。しかし、スウェーデン労働環境局の情報によると、事故のうち刑事捜査および起訴の対象となるものはほとんどない。スウェーデンの林業分野における雇用者が約4万人であるのに対し、上述した2013年の大規模な検査の結果、起訴件数が3件であった事実から、労働者の安全衛生に関する法令違反のリスクが低いことが示唆される。

その他、本項目に関連する法律・規制を表4.8.6に整理した。

表 4.8.6 適用される法律・規制

名称	出典
労働時間法 (1982:673)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19820673.htm
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:3) 軽作業環境	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/minderarigas-arbetsmiljo-afs-20123-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:2) 筋骨格障害防止のための人間工学	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/belastningsergonomi-afs-20122-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2008:13) 指示・信号	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/skyltar-och-signaler-afs-200813-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2008:3) 機械使用	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/maskiner-som-slappts-ut-pa-marknaden-efter-29-dec-2009-afs-20083-foreskrift/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2007:5) 妊娠中及び乳幼児保育中の労働者	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/gravida-och-ammande-arbetstagare-afs-20075-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2006:4) 労働器具の使用	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-arbetsutrustning-afs-20064-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2005:6) 労働医療体制	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/

⁴⁴ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1982:3) Work alone (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/ensamarbete-afs-19823-foreskrifter/>)

⁴⁵ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1993:17) Victimization at Work, (https://www.kth.se/polopoly_fs/1.527926.1550157127!/Provisions%20on%20measures%20against%20Victima.pdf)

名称	出典
	medicinska-kontroller-i-arbetslivet-AFS-20056-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1996:7) 個人用保護具	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/utforande-av-personlig-skyddsutrustning-afs-19967-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1994:1) 労働とリハビリの調整	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/arbetsanpassning-och-rehabilitering-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1982:17) 準備・残業時間の情報管理	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anteckningar-om-jourtid-overtid-och-mertid-afs-198217-foreskrifter/

表 4.8.7 関連する書類例

名称	備考
チェーンソーの理論的および実践的試験を合格していることを証明する書類	従業員がチェーンソーを利用する場合。スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:1) ⁴⁶ に基づく
化学物質のリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2011:19) ⁴⁷ による
労働者が曝される振動と騒音に関するリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2005:15, AFS 2005:16) ^{48, 49} に基づく
個人安全装備の使用方法について記載された情報の提供、及びそのリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2001:3, AFS 2001:1) ^{50, 42} に基づく
従業員 10 人以上の企業における従業員の労働安全指針及び組織立った労働環境管理のための運営手順・体制及び組織立った労働環境管理の責任者に関する情報	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2001:1) ⁴² に基づく
記載された殺虫剤等の農薬の取り扱いと保管に関する手引き	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1998:6) ⁵¹ に基づく
殺虫剤等の利用に関する安全情報データシート	EU 化学物質規制 (REACH) の第 31 文書 ⁵² に基づく

⑤合法的な雇用

間伐と主伐は、スウェーデン人の常設雇用者がいるスウェーデン人経営者によって主に行われる。一方、造林(植栽、下刈り)は、国内外の経営者によって行われ、限られた期間のみしばしば外国人労働者も従事する。

ほとんどのスウェーデンの職場は、健康保険や傷害保険を含む賃金と労働条件を規

⁴⁶ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2012:1) Chain saws and Clearing saws, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-motorkedjesagar-och-rojsagar-afs-201201-foreskrifter/>)

⁴⁷ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2011:19) Chemical Hazards in the Working Environment, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/kemiska-arbetsmiljorisker-201119.-andrad-och-omtryckt-i-afs-201443-foreskrifter/>)

⁴⁸ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2005:15) Vibrations, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/vibrationer-afs-200515-foreskrifter/>)

⁴⁹ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2005:16) Noise, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/buller-afs-200516/>)

⁵⁰ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2001:3) Use of Personal Protective Equipment, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-personlig-skyddsutrustning-afs-200103-foreskrifter/>)

⁵¹ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1998:6) Pesticides, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/bekampningsmedel-afs-19986-foreskrifter/>)

⁵² Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and the Council (Reach) art 35, (<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2006R1907:20130701:EN:PDF>)

制する労働組合と雇用主の間の団体協約に加盟している。団体協約は、同じ規則が全員に適用され、その分野における最低限の雇用条件を確立することを保証している。ただし、雇用主は自由に労働条件を提示することができる。スウェーデン人に対する労働者の権利は通常尊重されるが、他の国の労働者の処遇については時折問題が発生している。

スウェーデンは1990年に国連の「子どもの権利条約」を批准している。スウェーデン憲法に規定されている児童労働はスウェーデンでは発生していないと考えられている⁵³。

その他、本項目に関連する法律・規制を表4.8.8に整理した。

表4.8.8 適用される法律・規制

名称	出典
労働時間法 (1982 : 673)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19820673.htm
移民法 (2005 : 716), Chapter 2 Section 7, 8c, Chapter 3a, Chapter 6	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20050716.htm
社会保険法 (2000 : 980), Chapter 2	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20000980.htm
労働者安全法 (1977 : 1160)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771160.htm
スウェーデン労働環境局規制 (AFS 2012 : 1), チェーンソーおよび刈払機, Section 17-18	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/avnvandning-av-motorkedjesagar-och-rojsagar-afs-201201-foreskrifter/
刑法 (1962 : 700), Chapter 4 Section 1a, Chapter 16 Section 9	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19620700.htm
雇用(職場における共同決定)法 (1976 : 580) Section 7-8	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19760580.htm
休暇法 (1977 : 480)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19770480.htm

表 4.9.9 関連する書類

名称	備考
雇用者に関する月間または四半期の納税申告書の写し	—
書面による雇用契約書または各労働者の雇用条件に関する書面による情報	雇用保護法第6c条 ⁵⁴ に基づく
労働許可証または永住許可証のコピー	EES 諸国以外の従業員の場合

(4) 第三者の権利

①慣習的な権利

サミ族は、スウェーデン憲法⁵⁵における先住民の地位を持つ唯一の民族集団である。サミの文化は、サミ族の伝統的なトナカイの畜産と密接に関連している。トナカイの飼育、狩猟、漁業の訓練を行う際のサミ族の土地（民有・国有にかかわらず）を使用する

⁵³ Constitution of Sweden, Chapter 2 section 1 (freedom of expression, freedom of assembly, freedom to demonstrate, freedom of association). (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19740152.htm>)

⁵⁴ Employment Protection Act (1982:80), (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19820080.htm>)

⁵⁵ Sweden Constitution, (<http://www.riksdagen.se/en/how-the-riksdag-works/democracy/the-constitution/>)

権利は古くから認められてきたが、現在はトナカイ畜産法⁵⁶で規定されている。

しかし、実際に伝統的なサミ族の領土については、いくつかの紛争が、サミ族と土地所有者の間で起きてきた。そのうちのいくつかは裁判所で解決されているが、その他のいくつかの判例では、サミ族は、サミ族による土地の使用が十分に長期間継続されており、そこがサミ族の土地であると十分に特徴づけられていることを証明できないことから、土地を失っている。

この問題の転機となる判決が、2011年に最高裁判所でなされた(いわゆる Nordmalings 事件)。裁判所は、サミ族の村が古来の習慣に基づいて係争中だった牧草地を冬に使用する資格があると裁決した⁵⁷。この Nordmalings 事件の判例により、同様の権利問題が関係当事者間で裁判を経ずに解決された¹⁴。

表 4.8.10 関連する書類

名称	備考
当事者となるサミ村と協議済みであることを証明する書類	林業法第 20 条 ⁵⁸ およびスウェーデン林業局規制 SKSFS 2011 : 7 ⁵⁹ に基づく

②FPIC(自由で事前の十分な情報に基づく同意、事前のインフォームド・コンセント)

FPIC に該当する制度は存在しない。

③先住民族の権利

スウェーデン林業法では、収穫などの林業活動は、トナカイの畜産の利益を考慮しなければならないこととなっている。先住民族の権利に関する林業活動の規制の多くは、スウェーデン林野庁が、木材収穫通知の管理と許可申請により検討の上判断する^{58,60}。

下記のような場合に、森林の所有者または伐採権の所有者は、サミ族のトナカイの畜産を保護する法律に違反して罰則の適用を受ける可能性がある⁵⁶。

- スウェーデン林野庁が、トナカイの畜産活動を鑑みて、特定の場所での特定の活動を禁止している場合⁵⁸
- 土地所有者または伐採権の所有者が、一年を通してトナカイを放牧する可能性のある地域で、伐採活動を始める前に、関係するサミ族の村と協議しない場合⁵⁸

関係するサミ族の村と協議する義務は、伐採面積が大きい伐採箇所(20ha 以上または山岳地帯の場合 10ha 以上)、および 500ha 以上の私有地におけるすべての伐採箇所が発生する。義務が発生する基準となる面積が大きいため、トナカイが一年中放牧される可能性のある地域では、事前の協議無しに多数の主伐が行われる可能性がある。スウェーデンサミ協会 (SSR; Svenska SamernasRiksförbund)の代表によると、伐採活動を始める前に、関係するサミ族の村と協議しなかった義務違反の例があるとされている。しかし、スウェーデン林野庁によれば、直接制裁の対象となる違反は無いとのことである¹⁴。

⁵⁶ The Reindeer Husbandry Act (1971:437), Section 15-25, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm>)

⁵⁷ Nytt Juridiskt Arkiv(NJA2011s 109),(<https://lagen.nu/dom/nja/2011s109>)(最終検索日:2018年11月6日)

⁵⁸ Forestry Act (1979:429), Section 13b, 14, 16, 18a, 18b, 20, 31, 38a, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.htm>)

⁵⁹ Swedish Forestry Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 4 Section 3, (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

⁶⁰ Forestry Regulation (1993:1096), Section 15, 15b, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.htm>)

(5) 貿易と輸送

①樹種、量、品質の分類

売買を目的としてスウェーデンで収穫された木材（丸太、パルプ材、チップ等）は、品質や量を測定することを木材測定法(2014 : 1005)⁶¹で規定されている。この法律は、木材の価格を決定し、その価格が適正かどうかを判断するための平等な機会を売り手と買い手に与えることを目的とする。税金や手数料の基準を提供するのではなく、取引事業者のための丸太や木材の市場が、高い信頼性と透明性をもってうまく機能することに寄与するものである。木材の測定は独立機関によって実施されており、測定結果を保存し、木材の売り手・買い手に通知することが規定されている。

この法律に関連する規制として、スウェーデン林野庁による木材測定に関する規制(2014 : 1006)⁶²がある。

表 4.8.11 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
BIOMETRIA(独立測定機関)の記録	スウェーデンのほとんどの供給木材はBIOMETRIAによって測定され、木材報告システム(VIOL)に登録される ⁶³ 。従来は3つの測定機関(VMF)と情報管理機関(SDC ⁶⁴)によって木材測定が実施されてきたが、2019年1月1日より合併し、BIOMETRIAとなった。

②貿易と輸送

スウェーデン国内で生産される木材のスウェーデン国内の輸送に関しては、あらゆる商品に関連する商業輸送を行うための一般的なライセンスを除いて、特定の法的要件はない。

EU域外からの輸入については、EU木材規則(EUTR)^{65,66,67}に従って、EU市場へ木材製品を輸入する事業者がデュー・デリジェンスを実施する必要がある。詳細は「⑥デュー・デリジェンス/デュー・ケア」にて後述する。

EU域外への輸出について、文献調査を実施した限りでは規制は確認されなかった。

⁶¹ Timber measurement Act(2014:1005)

(<http://www.lagboken.se/Views/Pages/GetFile.ashx?portalId=56&cat=213728&docId=2086435&propId=5>)

※2015年3月1日に Timber Measurement Act (1966: 209)から改正された。

⁶² Regulation of the Swedish Forest Agency(2014 : 1006) (https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20141006-om-virkesmatning_sfs-2014-1006)

⁶³ BIOMETRIA (<https://www.biometria.se/virkesmatning/>)

⁶⁴ SDC (<https://www.sdc.se/default.asp?id=1007&ptid=>)

⁶⁵ Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market, article 4, 5, 6 and appendix (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:295:0023:0034:EN:PDF>)

EUの国内市場での違法伐採による木材および木材製品の取引を禁止している。

(<http://www.euflegt.efi.int/documents/10180/23310/Japanese%20Translation%20of%20the%20EU%20Timber%20Regulation>)

⁶⁶ Commission Delegated Regulation (EU) No 363/2012 of 23 February 2012 on the procedural rules for the recognition and withdrawal of recognition of monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0363&from=EN>)

⁶⁷ Commission Implementing Regulation (EU) No 607/2012 of 6 July 2012 on the detailed rules concerning the due diligence system and the frequency and nature of the checks on monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0607&from=EN>)

③外国間貿易と振替価格操作

OECD が開発し、国連と G20 の支援を受けて作成された国際税務基準は、国内税務上の要件や税務上の銀行の秘密保持義務に関わらず、すべての税務問題に関する情報の完全な交換を規定している。現在、スウェーデンを含む OECD 加盟国 30 カ国すべてが国際税務基準を支持し合意している。さらに、すべてのオフショア金融センター⁶⁸が基準を受け入れている。スウェーデンは、少なくとも 11 の主要なオフショア金融センターと租税回避地(タックスヘイブン)を含む 46 の税務情報交換協定(TIEAs)に署名している⁶⁹。

本項目に関連する法律・規制として、所得税法(1999:1229)⁷⁰、国際取引における振替価格操作に関する法律(2009:1289)⁷¹ および国際取引における振替価格操作に関する規則(2009:1295)⁷² がある。

表 4.8.12 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
振替価格に関する文書	課税手続法 (2011:1244) ⁷³ 第 39 章 16 節に規定
特定の適用に関するスウェーデン税務当局の振替価格操作についての決定	—

④税関規則

スウェーデンで収穫された通常の商業用木材の輸出については、輸出許可は必要ない。輸入に関する合法性確認に関連する書類には、表 4.8.13 に示すものがある。

本項目に関連する法律・規制として、欧州委員会規則 (EU) (No. 498/2012)⁷⁴がある。

表 4.8.13 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
税関申告	—
EU 外の国から輸入する際の検疫証明書	害虫の広がりに対する保護措置に関するスウェーデン農業委員会規則 (SJVFS 1995:94) ⁷⁵ で規定

⑤CITES (ワシントン条約)

スウェーデンで生産される樹種で CITES リストに記載されているものは存在しない。木材または木材製品を EU 市場に出荷する事業者は下表に示す書類が要求される。

本項目に関連する法律・規制として、種の保護に関する規制(2007:845)⁷⁶がある。

⁶⁸ 非居住者が資金調達・運用などの資金取引を自由に行える金融機関

⁶⁹ Exchange of Tax Information Portal
(<http://www.eoi-tax.org/jurisdictions/SE#agreements>)

⁷⁰ Income Tax Law (1999:1229), Chapter 14 Section 19, 20 (principle of arm's length price)
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm>)

⁷¹ Law on decision on transfer pricing on international transactions (2009:1289)
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20091289.htm>)

⁷² Regulation on decision on transfer pricing on international transactions (2009:1295)
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20091295.htm>)

⁷³ Law on Taxation Procedure (2011:1244), Chapter 39 Section 15, 16 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20111244.htm>)

⁷⁴ Commissions Implementing Regulation (EU) No 498/2012 of 12 June 2012 on the allocation of tariff-rate quotas applying to exports of wood from the Russian Federation to the European Union (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:152:0028:0037:EN:PDF>)

⁷⁵ Swedish Board of Agriculture's regulation (SJVFS 1995:94) on protective measures against spreading of pests, Section 9-15 (<http://www.jordbruksverket.se/download/18.7caa00cc126738ac4e880002721/1265302247516/2010-003.pdf>)

⁷⁶ Regulation on protection of species (2007:845), Sections 7-45 and appendix 1-2
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm>)

表 4.8.14 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
理事会規則 (EC) No 338/97(1996 年 12 月 9 日)の 附属書 A および B にある樹種からの木材の輸入許 可	理事会規則 (EC) No 338/97(1996 年 12 月 9 日) ⁷⁷ で規定
理事会規則 (EC) No 338/97(1996 年 12 月 9 日)の 附属書 C にある樹種からの木材輸入通知を示す書 類	同上

⑥ デュー・デリジェンス/デュー・ケア

EU 市場に木材および木材製品を出荷する事業者は、EU 木材規則 (EUTR)⁶⁵により、デュー・デリジェンスの実施を義務付けられている。輸入品とスウェーデン産品の両方に適用され、スウェーデンにおける監督官庁は林野庁である。EU 木材規制に対応する国内法に木材と木材製品の貿易に関する法律(2014: 1009)⁷⁸がある。林野庁によると、EU 木材規制に関して、森林所有者または木材購入者は以下のことを義務づけられている。

1. 伐採を申請する際は、スウェーデン林業法に従う。
2. 木材の測定(木材測定機関によって実施される)レポートを保存する。

2014 年 12 月および 2015 年 3 月に、契約に基づいて木材を伐採している 3 つの林業会社の検査がなされ、すべての企業が問題なしとされた。

木材測定法(2014: 1005)⁶¹の下、スウェーデンの木材測定と追跡に関する現在のシステムと、公式記録の一般市民への公開原則のおかげで、EU 木材規則のデュー・デリジェンスの要件は、スウェーデンの森林からの木材について比較的容易に遵守することができるという木材関連業者間での共通の認識がある。これは輸入木材とは対照的である。

木材輸入の場合、木材輸入業者が EUTR に従ってデュー・デリジェンスを実施し、林野庁は適切に実施されているかチェックを行う。2016 年 11 月には、スウェーデンの行政裁判所が、ミャンマー産のチーク材輸入業者が EUTR に基づくデュー・デリジェンス要件を満たさなかったとして 17,000 クローネの罰金を科した⁷⁹。

表 4.8.15 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
事業者がデュー・デリジェンス システムを実施する義務を履行するために必要な書類	欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 995/2010 ⁶⁵ , 第 4.2 条、第 6 条
事業者の供給に関する情報に関する文書	欧州委員会規則 (EU) No 607/2012 ⁶⁷ , 第 3 条
事業者の供給に関する情報の登録およびリスク軽減手続の適用に関する文書	欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 995/2010 ⁶⁵ , 第 6.1a 条

⁷⁷ Council Regulation (EC) No 338/97 of 9 December 1996 on the protection of species of wild fauna and flora by regulating trade therein, article 4, 5, 7, 8 (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1997R0338:20080411:EN:PDF>)

⁷⁸ Law on Trade with Timber and Wood products (2014:1009), Section 9 and 11 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20141009.htm>)

⁷⁹ EUTR ニュース-2016 年 10 月～12 月

(<https://www.clientearth.org/eutr%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9-2016%E5%B9%B410%E6%9C%88%E5%BD%9E12%E6%9C%88/>) (最終検索日:2019 年 2 月 26 日)

4.8.3 森林認証制度

1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

スウェーデンにおける森林認証の展開は、自然保護団体を中心に 1994 年から FSC 基準の策定準備を開始したことから始まる。後に企業有林を所有する林産業界等も参加し、1998 年にスウェーデンについて世界で初めての FSC 国別認証基準が策定された。一方、森林組合が中心となって、小規模所有者の状況も把握できる PEFC 森林認証制度の設立が進められ、スウェーデンの森林認証システムが 2000 年に PEFC に承認されている。こうした経緯があり、FSC による認証は大規模社有林を中心に、PEFC による認証は森林組合を中心に進められてきた。しかし、近年では両者は 0.5ha 以上であればどの規模の森林も対象としており、認証基準も似通っていることから、両者の違いは薄れてきており、両方の認証を取得している場合もある⁸⁰。

FSC は 1,227 万 ha(2018 年 9 月時点)⁸¹、PEFC は 1,581 万 ha(2018 年 6 月時点)⁸²をカバーしている。重複面積は 720 万 ha あるとされている⁸³ため、重複を除いた FSC と PEFC の認証面積の合計は 2088 万 ha となる。これは、スウェーデンの森林面積の約 75%、生産的森林の約 95%にあたる。

2) CoC 認証の普及概況

CoC 認証について、FSC で 357 件(2018 年 9 月時点)、PEFC で 209 件(2018 年 6 月時点)が認証されている。

なお、FM 認証および CoC 認証を受けている事業者については、各認証機関のウェブサイトを検索が可能である^{81,82}。

⁸⁰Villalobos, Laura, Jessica Coria, and Anna Nordén. "Has Forest Certification Reduced Forest Degradation in Sweden?." *Land Economics* 94.2 (2018): 220-238.

⁸¹ FSC : Facts and Figures 2018 (<https://ic.fsc.org/en/facts-and-figures>)

⁸² PEFC : PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification (https://www.pefc.org/images/documents/PEFC_Global_Certificates_-_June_2018.pdf)

⁸³ Double certification FSC and PEFC – Estimations mid 2017 and corrections 2016 (<https://ic.fsc.org/file-download-double-certification-fsc-and-pefc-estimations-mid-2017-and-corrections-2016.a-7044.pdf>) (最終検索日：2019年2月26日)